

上里町新コミュニティバス（仮称）実施計画

公共交通の基本方針および上里町地域公共交通サービス計画に沿って運行計画に必要な事項について検討を行った。

1. 運行区域

- ・上里町全域を区域とし、3系統で運行を行う。

2. 運行の期間

- ・平成28年3月1日から平成33年3月31日とする。（5年1ヶ月間）

3. 運行主体

上里町が示す運行事業者となるべき選定基準を満たし、上里町が示す運行事業者選定プロセスにより選定された事業者が主体となり運行を行う。

4. 運行ルートおよびバス停留所

（1）運行ルート

ルートの選定方針

- ①安全に運行できる路線であること
- ②交通結節点が設置できる路線であること
- ③利便性の高くニーズに合った路線であること
- ④基幹ルートは定時性を確保しやすい路線であること
- ⑤他の公共交通と競合しない路線であること
- ⑥現行の町内巡回バスのルートを利用し、ルート選定を効率的に行うこと

（2）バス停留所

バス停留所の設置方針

路上に設置する場合

- ①公共交通のバス停留所として周辺に相応しくない表記等がないこと
- ②道路又は舗装の構造上、支障がないこと
- ③交通又は通行の安全が確保できる場所であること
- ④警察と協議が整っていること
- ⑤近隣住民及びバス停留所に近接する敷地の地権者の同意を得ていること

施設敷地内に設置する場合

- ①公共交通のバス停留所として周辺に相応しくない表記等がないこと
- ②停車により施設利用者に支障をきたすことがないこと
- ③切り返しを要しない場所であること
- ④施設管理者と協議が整っていること

バス停留所の設置位置

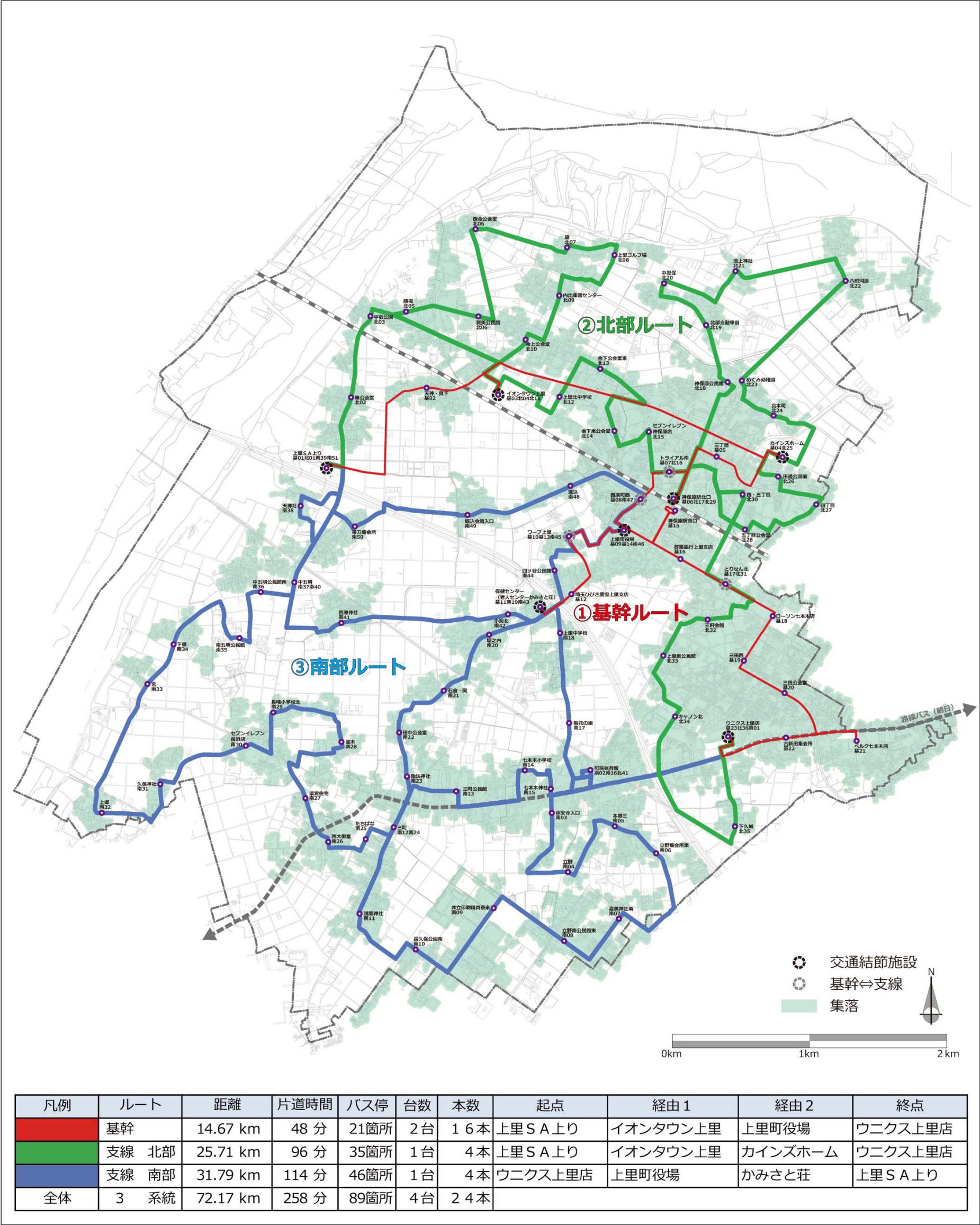
既存のバス停留所を活用することを基本とし、付近により環境の良い場所がある場合は、そちらを優先する。また、路上に設置する場合は原則として両側車線の近い位置に設置する。

商業施設にバス停留所を設置する場合は、施設管理者と協議の上、利便性向上のため、可能な限り施設の出入口に近い場所に設置する。

バス停留所の形状（例）

主要なバス停留所	一般のバス停留所
基幹ルートと支線ルートの乗継を行う交通結節点として機能し、多くの人が集まり、乗換の際の抵抗感が少ない施設に設置されるもの。	多くの人に利用してもらうため、集落内の施設敷地や、安全に待機できる道路沿いに設置されるもの。
規格：Uポール型（2本柱）	規格：シングルタイプ（1本柱）
<参考> 	<参考> 

ルートの選定方針およびバス停留所の設置方針より作成した事務局案を以下に示す。



5. 運行方式

- ①基幹ルート：約15km バス停21ヶ所 （2台による定時定路運行）
上里SA上り ⇔ イオンタウン上里 ⇔ 上里町役場 ⇔ ウニクス上里店
- ②北部ルート：約26km バス停35ヶ所 （1台による定時定路運行）
上里SA上り ⇔ イオンタウン上里 ⇔ カインズホーム ⇔ ウニクス上里店
- ③南部ルート：約32km バス停46ヶ所 （1台による定時定路運行）
ウニクス上里店 ⇔ 上里町役場 ⇔ かみさと荘 ⇔ 上里SA上り

6. 運行日

- ・運行日は3系統とも、月～土曜日（祝日を含む）運行とする
日曜及び年末年始（12月29日から1月3日）は運休とする

7. 運行時間

- ・運行時間は概ね午前8時30分から午後6時までとする

8. 運行便数および運行ダイヤ

- ①基幹ルートは1日16便の運行とする。
定時性を重視し、1時間に1本（2台）の運行とする。
- ②北部ルートは1日4.5便の運行とする。
基幹ルートとの乗継をなるべく考慮し、運行ダイヤ設定を行う。
- ③南部ルートは1日4便の運行とする。
基幹ルートとの乗継をなるべく考慮し、運行ダイヤ設定を行う。

9. 車両

- ①基幹ルート：2台 マイクロタイプ（福祉仕様）
車椅子乗車時で車椅子を除き定員（乗客のみ）14人を確保できるもの
- ②北部ルート：1台 ワンボックスタイプ 9人乗り以上（福祉仕様）
- ③南部ルート：1台 ワンボックスタイプ 9人乗り以上（福祉仕様）

②、③の車両の形状（例）

規格：福祉仕様、車いす仕様車

<参考>トヨタ ハイエース



車内レイアウトの色分けは次のとおりです。

車いす	スイングアームリフト	横向きシート
1人掛けリクライニングシート		

車いすご利用の場合

10. 運賃の設定

（１）基本運賃

- ・ 3系統において1乗車100円の均一料金とする

（２）軽減措置

- ・ 未就学児・・・無料
- ・ 障害者手帳所持者（身体・療育・精神）・・・手帳の提示をもって無料

（３）乗継利用者への配慮

- ・ 1日乗車券を1枚300円で発行する

11. その他

住民への広報等については上里町が行うが、運行事業者へ協力を求めることもある。
配車、運行計画、運行記録については運行事業者が行う。